

広島県公営企業管理規程第十二号

広島県流域下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県流域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県流域下水道条例施行規程（平成三十一年公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（生活環境の保全などに支障が生じるおそれのない排水施設及び処理施設） 第一条（略） 2 前項第二号ロ及びびハに規定する基準は、下水道部長が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>	<p>（生活環境の保全などに支障が生じるおそれのない排水施設及び処理施設） 第一条（略） 2 前項第二号ロ及びびハに規定する基準は、公営企業の管理者が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。